六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

第四十七条～第六十条　（略）

（管轄区域の特例）

第六十一条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十三号まで、第十四条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第三十九号及び第四十号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
第十三条第八号から第二十一号まで及び第二十三号並びに第十五条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十三条第二十号、第二十一号及び第二十三号並びに第十五条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域

六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

第四十四条～第五十七条　（略）

（管轄区域の特例）

第五十八条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一号から第二十二号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	東北地方環境事務所	磐梯朝日国立公園のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域（日光国立公園及び尾瀬国立公園に係る区域を除く。）
	関東地方環境事務所	日光国立公園及び尾瀬国立公園のうち、福島県内の区域並びに秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園のうち、長野県内の区域